



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
事務局

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2012.7.11

No. 35 - 49

日乗連は、JFU、CCU の声明を全面的に支持する

ILO は JAL の解雇事件に関し、日本政府に勧告を出しました。その勧告は、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンが、組合活動の中心的役割を担ってきた多数の組合員の排除を狙って解雇したこと、そして争議過程において争議権投票に介入したことは ILO の 87 号及び 98 号条約に違反するとの申立に対して出されたものです。

日乗連はこれまで JFU とともに IFALPA を訪問し ILO への取り組みの支援を求めてきました。この勧告を受けて両組合が発表した声明を全面的に支持するものです。以下に声明文と ILO の勧告内容を紹介します。

= 声明文 =

日本航空乗員組合・日本航空キャビンクルーユニオン

ILO (国際労働機関) 理事会は、2012 年 6 月 15 日、日本政府に対する勧告を採択しました。これは 2010 年 12 月 31 日に日本航空が強行したパイロット 81 名、客室乗務員 84 名、あわせて 165 名の整理解雇に関し、日本航空乗員組合(JFU)および日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)が、解雇に至る過程における ILO 条約 87 号、98 号違反の事実を ILO 結社の自由委員会に申立てた事案に対する最初の勧告です。

両組合は ILO に対し、組合からの解雇回避提案を拒否した日本航空の姿勢や、争議権投票に対する介入行為、また解雇者の人選が結果的に組合役員を多く含むこと、そのことが組合攻撃にもつながっている点を条約違反として主張してきました。

これに対し勧告では「労働組合との協議を尽す」ことに重点をおいて、日本政府がこれを保証するよう求めています。また、そのためには労働組合、労働者の代表が継続的に役割を果たせることが保証されるべきという事についても、ILO 結社の自由委員会から出された「決定・原則ダイジェスト第 5 版」833 項を引用し結論付けています。

更に勧告は、係争中の 2 つの裁判、①解雇撤回裁判、②都労委命令取り消しを求めて日本航空が提訴した裁判（都労委は支援機構が行った両労組の整理解雇反対要求に関するスト権投票への介入行為を不当労働行為と認定）について、日本政府に報告を求めています。解雇撤回裁判については、3 月に東京地裁で解雇を容認する不当判決が出されていますが、勧告が指摘する組合との十分な協議、組合役員の解雇という点につき、両判決とも正面から捉えようとしていません。間もなく控訴審が開始されますが、私たちは司法に対しても今回の ILO 勧告を尊重した判断を行うよう強く求めます。

ILO はこの問題の重要性を認識し、再建計画において労働者に与える負の影響を最小限にする為の労使協議を行うよう、日本政府に対し強く求めたものです。また ILO は、勧告が履行されるまで監視し続けます。

私たちは、政府および日本航空に対し、今回の ILO 勧告を真摯に受け止め、事態解決へむけた労使協議を速やかに開始し、解雇撤回・全面自主解決をはかるよう強く求めます。

2012 年 6 月 28 日



ILO 結社の自由委員会の勧告内容

- (a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。
- (b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該の裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。
- (c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府がこの原則が、十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。
- (d) 委員会は、「企業再生支援機構（機構）の不当労働行為」について東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に交付した救済命令の破棄を求め、2011 年 9 月 1 日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。